

令和7年度 第14回庁議要旨

日時：令和7年10月21日（火）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

[審議事項]

1 指定管理者の指定について（総務部）

平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が施行され、公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設されたことから、平成18年度から指定管理者制度の活用を推進している。

令和7年4月現在、101施設が指定管理者制度を導入しているが、そのうちの60施設が今年度末で指定期間の満了を迎える。

引き続き公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入することで、より効果的・効率的な施設運営、住民のニーズに合ったサービスの充実及び維持管理経費の節減等を図る。

(1) 主な内容

ア 指定管理者の指定期間が満了する施設 60施設

イ 指定管理者制度継続施設等

① 指定管理者制度継続施設 54施設（詳細については別紙1のとおり）

- ・公募 7施設
- ・非公募 47施設

② 指定管理者制度継続施設であるが候補者の選定が完了していない施設 1施設

- ・石巻南浜津波復興祈念公園

③ 指定管理者制度を継続しない施設 1施設（詳細については別紙2のとおり）

- ・石巻市労働会館

④ 今後の対応を検討している施設 4施設

- ・石巻市桃生高須賀定住センター
- ・雄勝体育館
- ・雄勝多目的運動広場
- ・雄勝艇庫

(2) 今後の予定

令和7年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和8年 3月 基本協定書の締結

4月 年度協定の締結

2 乳幼児健康診査の実施区域等の見直しについて（保健福祉部）

本市では、子どもの成長発達段階に応じ各種健康診査を実施しているが、少子化の進行に伴い対象者が年々減少傾向にあり、集団健診における対象者数に地域差が生じている。

また、市内小児科医の減少等により、従事医師の負担が年々増加している。

こうした状況を踏まえ、将来を見据えた適切な事業の在り方を検討し、安心して子育てができる環境を整備する必要が生じている。

乳幼児健康診査の実施区域等の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

ア 実施区域

市内を3ブロック（本庁・河北・河南）に分割し実施しているところ、河北ブロックと河南ブロックを1か所の会場に集約し、2ブロックとして実施する。

令和8年度から 実施区域（対象地区）	令和7年度まで 実施区域（対象地区）
① 本庁ブロック（本庁・牡鹿） 会場：保健相談センター	① 本庁ブロック（本庁・牡鹿） 会場：保健相談センター
② 河北ブロック (河北・雄勝・河南・桃生・北上) 会場：河北総合センター	② 河北ブロック（河北・雄勝・北上） 会場：河北総合センター ③ 河南ブロック（河南・桃生） 会場：遊楽館

イ 実施回数

市全体で182回実施しているところ、137回に見直しする。

ウ 健診種類

- ① 3～4か月児健康診査、② 1歳よちよち相談、③ 1歳6か月児健康診査、
- ④ 2歳児歯科健康診査、⑤ 3歳児健康診査

(2) 今後の予定

令和8年2月 対象者の保護者に対し、健康診査案内通知発送・周知

4月 一般社団法人石巻市医師会及び一般社団法人桃生郡医師会と委託業務に関する契

約書の締結

事業開始

3 5歳児健康診査の実施について（保健福祉部）

本市では、子どもの成長発達段階に応じた乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、2か月児から3歳児まで、健康診査を実施している。

しかし、3歳児健康診査後、運動発達や言語発達が良好な場合であっても、落ち着きがない、友達とうまく関われないといった行動に、幼稚園・保育所等における集団適応状況の中で気づくことが多く、児・保護者ともに安心して就学を迎えるための母子保健の体制整備が求められていた。

こうした中、国では、子ども未来戦略「子ども・子育て支援加速化プラン」に基づく、令和6年度から令和8年度までの3年間の集中的な取組として、「乳幼児健診等を推進する」こととし、新たに「5歳児」健康診査支援事業を創設し、妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援を推進している。

本市においても新たに5歳児健康診査を実施するもの。

(1) 主な内容

ア 対象者

市内に住所のある満5歳を迎える児（健診実施月に誕生日を迎える児）

イ 実施方法

- ① 健診内容：集団健診
- ② 健診項目：(ア) 身体発育状況
 - (イ) 栄養状態
 - (ウ) 精神発達の状況
 - (エ) 言語障害の有無
 - (オ) 育児上の問題となる事項の確認（※肥満対策、虫歯対策等）
 - (カ) その他の疾病及び異常の有無
- ③ 従事者：医師、心理士、保健師、栄養士、歯科衛生士、保育士、看護師等を見込む。
- ④ 実施回数：年間24回程度（月2回・1回当たり対象者数25人～30人程度）
- ⑤ 実施場所：ささえあいセンター

《対象者数等の見込み》

年度	対象者	回数	対象者数 (1回当たり)
令和8年度	701人	27回	25.9人
令和9年度	625人	24回	26.0人
令和10年度	572人	24回	23.8人

(2) 今後の予定

- 令和7年12月 市議会第4回定例会に補正予算案について提案
- 令和8年 2月 対象者の保護者に対し、健康診査案内通知発送・周知
事業開始に伴う備品購入
- 3月 石巻市予防接種及び集団健康診査嘱託医設置規則の一部改正
(施行予定年月日：令和8年4月1日)
- 4月 一般社団法人石巻市医師会及び一般社団法人桃生郡医師会との委託業務に関する契約の締結
事業開始

4 創業支援等事業計画の変更について（産業部）

平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」では、地域における創業の促進を目的として、市区町村が民間の創業支援等事業者と連携して創業支援を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定することとしている。

本市では、地域の創業支援等事業者との連携のもと相談窓口の設置、創業手続きや許認可へのアドバイスなどを行うため、「石巻市創業支援等事業計画」を平成26年6月に策定し、国から認定を受けている。現行の計画期間は令和7年度末までとなっていることから、引き続き創業支援等事業を実施し、創業希望者が創業しやすい環境を継続して整えるため、計画の変更を行う必要が生じている。

創業支援等事業計画について、計画期間を延長するとともに実績等を踏まえた目標値の見直し等を行うもの。

(1) 主な内容

ア 計画概要

地元経済団体や金融機関等の各支援団体との連携体制を構築し、ワンストップ相談窓口の設置や創業支援に関するセミナーの開催、創業機運醸成事業など、実施する創業支援等事業及び目標値を定めるもの。

イ 主な変更内容

① 計画期間の延長

(変更前) 平成26年6月20日から令和8年3月31日まで

(変更後) 平成26年6月20日から令和13年3月31日まで

② 実績等を踏まえた目標値の見直し

・創業目標人数（単年）※計画に位置付けられた各事業の目標値合計（延べ数）

(変更前) 13人

(変更後) 19人

③ 特定創業支援等事業（創業開成塾）の実施方法の見直し

本市と東松島市でそれぞれ開催していた創業開成塾について、両市連携のうえ、実施することとする。

(2) 今後の予定

令和7年11月上旬 東北経済産業局へ申請書提出

12月下旬 認定通知（改正法第16回認定）

5 石巻市労働会館の廃止について（産業部）

石巻市労働会館は、労働者とその団体及び労働関係者の福祉の増進を図ることを目的として、昭和47年6月に開館し、当初は市直営で運営していたが、平成2年10月に管理委託に移行、さらに平成18年4月からは指定管理者制度を導入するとともに、受益者負担の観点から利用料金制を導入し一般の

利用もできることとした。

本施設の開館から53年が経過し、施設の老朽化による施設維持費の増大が想定される一方、施設の利用者数は減少しており、今後の施設のあり方について検討する必要が生じている。

協議が調ったことから、石巻市労働会館を廃止するもの。

(1) 主な内容

廃止する施設の概要

ア 名 称 石巻市労働会館

イ 所 在 地 石巻市泉町二丁目5番26号

ウ 設置年月 昭和47年6月

エ 施設規模 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ床面積414.22m²

(2) 今後の予定

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市労働会館条例の廃止について提案

(施行予定年月日：令和8年4月1日)

6 石巻市立牡鹿病院の医療機能見直しについて（病院局）

石巻市立牡鹿病院は、民間医療機関がない牡鹿地区の医療を担っているが、東日本大震災以降特に顕著となっている牡鹿地区の人口減少により、牡鹿病院の入院及び外来患者数も減少しており、病院経営に大きな影響を与えていている。

一方、半島部に位置する牡鹿地区の地理的特性から、住民が他院を受診する際の交通手段が限定されるほか、高齢化の進行も相まって、交通弱者が将来に向け身近な地域で安心して医療の提供が受けられる体制の維持が課題となっている。

牡鹿地区における持続可能な医療提供体制を確保するため、今後の医療ニーズを踏まえ、石巻市立牡鹿病院の医療機能の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

医療機能見直しの概要

番号	項目	見直し後	現在
1	病床数	15床	25床
2	医療サービスの充実	往診、訪問診療及びオンライン診療、 処方薬の配達	往診
3	医療機関の種別	診療所	病院
4	組織の位置づけ及び名称	病院局 石巻市立病院附属牡鹿医療センター	病院局 石巻市立牡鹿病院

※入院診療、外来診療（内科・外科・歯科）及び救急医療体制は変更なし。

(2) 今後の予定

- 令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を提案
(施行予定年月日：令和8年4月1日)
- 令和8年 1月 名称変更に伴う院内外看板等変更準備
～3月
- 3月 医療機能見直しに伴う関係例規の改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）
医療機能見直しに伴う各種届出（厚生労働省、宮城県等）
- 4月 新たな医療体制で運営開始

[報告事項]

1 「公益財団法人B & G財団及び東北ブロックB & G海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定」の締結について（危機管理部）

本市では、令和6年2月2日、相互支援体制構築及び連携の促進や、災害発生時の物的及び人的支援等の実施等に関する協定を公益財団法人B & G財団と締結し、事業を行ってきた。

令和7年5月、同財団より、B & G海洋センター等が所在する東北の市町村において、地震等の災害発生時、被災市町村のみでは十分な対策を講じることができない場合に、同財団及び他の市町村が相互に協力・連携し、被災市町村の応急対策及び復旧、復興対策等を円滑に遂行することを目的とした、「公益財団法人B & G財団及び東北ブロックB & G海洋センター等所在市町村災害時相互応援協定（以下、「相互応援協定」という。）」の締結について連絡があった。

相互応援協定の締結に同意し、協定を締結したもの。

(1) 主な内容

ア 協定締結先

B & G財団及び東北ブロックB & G海洋センター等所在市町村（東北47市町村）

※県内：石巻市、大崎市、蔵王町、川崎町、亘理町、大郷町、加美町、涌谷町

イ 協定内容（相互応援内容）

- ① 避難者収容及び応援受援等を目的としたB & G海洋センターをはじめとする公共施設の提供
- ② B & G財団の事業にて整備した車両及び資機材等の提供
- ③ 応急対策、応急復旧、復興に必要な車両及び資機材等の提供
- ④ 応急対策、応急復旧、復興に必要な職員の派遣
- ⑤ 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- ⑥ 被災した地域住民の体験活動・教育活動復興イベント等の実施及び協力
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった応急対策、応急復旧、復興に必要な事項

(2) 今後の予定

令和8年5月20日 青森県五所川原市において協定締結式実施予定

2 令和7年度宮城県原子力防災訓練の実施について（危機管理部）

原子力災害対策指針に基づき、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町）において訓練を実施している。

原子力防災訓練を実施することにより、原子力防災関係機関における原子力災害発生時の応急対策に関する検証及び地域住民の防災意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

ア 日 時

- ① 令和7年11月11日（火）9：00～15：30（災害対策本部運営訓練）
- ② 令和7年11月15日（土）8：00～14：30（住民避難等訓練【牡鹿・雄勝地区】）
- ③ 令和8年1月24日（土）8：00～14：30（住民避難等訓練【蛇田地区】）

※メインの訓練日時は11月15日（土）であり、石巻市の一部の訓練項目のみ1月24日（土）で実施する。

イ 場 所

石巻市内全域（避難先を含めた県内関係市町においても実施）

ウ 主 催

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町

エ 想 定

（自然災害）

三陸沖において震度5強～6強の地震を観測（女川町及び石巻市で震度6強）。

その直後に大津波警報が発表され、地震及び津波により、人的・住家被害が発生した。

（原子力災害）

地震及び大津波警報の発表に伴い、定格熱出力運転中の女川原子力発電所2号機を緊急停止。外部電源の喪失、機器故障によって原子炉冷却機能を喪失し、全面緊急事態に至る。

その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、各地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になった。

オ 訓練項目

① 災害対策本部運営訓練

テレビ会議を活用し、国の原子力災害合同対策協議会会議に参加するとともに、石巻市災害対策本部を運営する。

② 住民避難等訓練

（ア）空路避難（UPZ：雄勝地区（大須））

旧大須小学校から河南西中学校までヘリコプターでの輸送後バスで大崎市に一時移転。

（イ）陸路避難（準PAZ：鮎川地区）

バスで大崎市に避難。

（ウ）陸路避難（UPZ：蛇田地区（向陽町））

バスで加美町に一時移転。

※上記（ウ）の訓練項目のみ1月24日（土）に実施する。

(エ) 屋内退避訓練

市内全域を対象とした屋内退避を実施。

③ 広報訓練

防災行政無線、緊急速報メール、SNSにより住民等に広報を実施。

[県主体の訓練内容]

宮城県及び実動部隊等の関係機関において、避難退域時検査等訓練、交通対策等措置訓練、原子力災害医療活動訓練、緊急時モニタリング訓練、海上広報訓練、原子力災害避難支援アプリ運用訓練を実施する。

(2) 今後の予定

令和7年10月下旬 宮城県作成による訓練周知リーフレットを全戸郵送配布
市報11月号、市ホームページ掲載

3 建築基準法施行令の改正に伴う石巻市建築基準等に関する条例の整理について（建設部）

令和7年8月29日に閣議決定された「建築基準法施行令の一部を改正する政令」が令和7年9月3日に公布されたことにより、同施行令の条文を引用する石巻市建築基準等に関する条例の一部において項ずれが生じた。

建築基準法施行令の改正に伴い、石巻市建築基準等に関する条例の整理を行うもの。

(1) 主な内容

建築基準法施行令第137条の12第1項の次に第2項から第6項まで加えられたことにより、項ずれが生じたため、石巻市建築基準等に関する条例第6条の記載について、以下のとおり改正するもの。

項	改正後	改正前
62	建築基準法施行令第137条の12 第 <u>11</u> 項の規定による認定申請	建築基準法施行令第137条の12第 <u>6</u> 項の規 定による認定申請
63	建築基準法施行令第137条の12 第 <u>12</u> 項の規定による認定申請	建築基準法施行令第137条の12第 <u>7</u> 項の規 定による認定申請

※手数料の金額は変更なし（第11項、第12項共に27,000円）

(2) 今後の予定

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案
(公布の日から施行)

4 石巻市立北村小学校の廃止について（教育委員会）

少子化や東日本大震災の影響により、適正規模を下回る学校が市内全域で増加傾向にあることから、令和元年11月、「石巻市立小・中学校学区再編計画」を策定し、小・中学校の適正規模・適正配置の実現を進めてきた。

令和7年5月、北村小学校の学校運営協議会及びPTA会長の連名により、広渕小学校との統合に向けた話し合いを早期に進めるよう、教育委員会に要望書が提出され、これまでPTAや学校運営協議会、地区住民等に対して説明会等を開催してきたところであり、北村小学校を令和8年度をもって閉校し、広渕小学校と統合することについての協議が調った。

「石巻市立小・中学校学区再編計画」に基づき、北村小学校を廃止するもの。

(1) 主な内容

広渕小学校と統合することについての協議が調ったことから、北村小学校を閉校するもの。

ア 閉校について

① 北村小学校の閉校は、令和9年3月31日とする。

イ 統合後の名称及び校舎所在地等について

① 名称及び所在地：石巻市立広渕小学校（石巻市広渕字町北233番地）

※統合後の校舎は、現「広渕小学校」を使用する。

② 通学支援：遠距離通学となる児童への支援策を講ずる。

（参考）児童数について

（令和7年5月1日現在）

No.	学校名	令和7年度		令和8年度（見込み）	
1	北村小学校	47人	計 215人	41人	計 212人
2	広渕小学校	168人		171人	

(2) 今後の予定

令和7年10月 2校（北村小学校・広渕小学校）統合準備委員会の開催

12月 市議会第4回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和9年4月1日）

令和8年 1月 令和8年教育委員会定例会において、石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部改正について提案（施行予定年月日：令和9年4月1日）

2月 市議会第1回定例会において関係当初予算案について提案

令和9年 2月 県教育委員会に、北村小学校の廃止届提出
北村小学校の閉校式

5 宮城県条例の形式の左横書き化に伴う石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の整理について（教育委員会）

宮城県条例等は縦書き形式で制定されていたが、デジタル機器による閲覧が不便で読みやすさに欠けることから、令和7年3月に「条例の形式を左横書きに改正する条例」が公布され、既存の条例等について同年4月1日付けで左横書きへ改正された。

このため、宮城県の「職員の給与に関する条例」を引用する「石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例」についても、引用条項の整理が必要となった。

宮城県条例の左横書き化に伴い、県条例の条項を引用する石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の整理を行うもの。

(1) 主な内容

宮城県条例の左横書き化に伴い、石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例について引用条項の整理を行う。

改 正	現 行
<p>(給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の給与及び特殊勤務手当の種類、支給額その他給与の支給に関しては、給与条例第4条第1項第3号<u>ア教育職給料表(1)</u>の適用を受ける職員の規定を準用する。</p> <p>(その他給与の取扱い)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、教育職員の給与等の取扱いについては、給与条例第4条第1項第3号<u>ア教育職給料表(1)</u>の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(旅費)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の支給に関しては、給与条例第4条第1項第3号<u>ア教育職給料表(1)</u>の適用を受ける職員の規定を準用する。</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の給与及び特殊勤務手当の種類、支給額その他給与の支給に関しては、給与条例第4条第1項第3号<u>イ教育職給料表(一)</u>の適用を受ける職員の規定を準用する。</p> <p>(その他給与の取扱い)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、教育職員の給与等の取扱いについては、給与条例第4条第1項第3号<u>イ教育職給料表(一)</u>の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(旅費)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の支給に関しては、給与条例第4条第1項第3号<u>イ教育職給料表(一)</u>の適用を受ける職員の規定を準用する。</p>

(2) 今後の予定

令和7年12月 市議会第4回定期会に石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

【その他】

- 全国鯨フォーラム2025石巻について（市長）

以上